

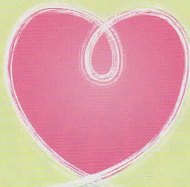
しょう 障がいのある人もない人も とも まな とも い 共に学び共に生きる いわ て けん じょう れい 岩手県づくり条例

へいせい ねん がつ にち せこう
<平成23年7月1日施行>



この条例は、しょう 障がいのある人としょう 障がいのない人とが互いに
こじん けんり そんちよう あ こころゆた しゅたいてき せいかつ
個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活すること
が出来るちいき めざ せいてい 地域づくりを目指し、制定されました。

いわ て けん
岩手県



しょう ひと ひと とも 障がいのある人もない人も共に

もく てき
目的
(1条)

しょう ひと しょう ひと
**障がいのある人と障がいのない人と
主体的に生活することができる (共に)**

きほん りねん
基本理念

1. 障がいのある人が有する、自らの選択した地域で生活し、地域社会を構成する一員とし
2. 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、障がいについての理

ふり えき とりあつかい きんし
不利益な取扱いの禁止
(7条)

ぎゃくたい きんし
虐待の禁止 (8条)

ふり えき とりあつかい
不利益な取扱い

そうだん たい じよ げん どう
相談に対する助言等
(15条)

しょう ひと たい
障がいのある人に対する
ふり えき とりあつかい およ ぎゃくたい
不利益な取扱い及び虐待
に関する相談に応じ、助
げん ちようせいどう おこな
言・調整等を行う。

じようほう
情報
およ
及び意
じよう
意
(11条1項)

- ・不利益な取
関する
- ・不利益な取
関する

そうだん
相談

せき む やくわり
責務・役割

けんみんどう やくわり しょう
● 県民等の役割 (6条)

- ・障がいのある人が、あらゆる分野に参加できるよう支援
- ・障がいについての理解を深め、不利益な取扱いの解消につとめる
- ・県、市町村の施策への協力

りかい はいりよ しえん
理解、配慮、支援

じようほうはっしん
情報発信

かぞく
家族

しょう ひと
障がいのある人
とくせい せいにかつじよう こんなん
障がいの特性・生活上の困難について、理解が
得られるよう努める。

かんけいだんたいどう しえん
● 関係団体等への支援
(14条)

けんみんどう およ かんけいだんたい
県民等及び関係団体が
しはつてき おこな かつどう せきしん
自発的に活動の促進

けん
● 県
しょう
障が
の解
しざく
施策

そうこれんけい しょう
相互連携 (13条)

しよくい
● 職員
せんもんち
専門知
しよくい
職員カ

まなとも い いわ て けん じょう れい 学び共に生きる岩手県づくり条例

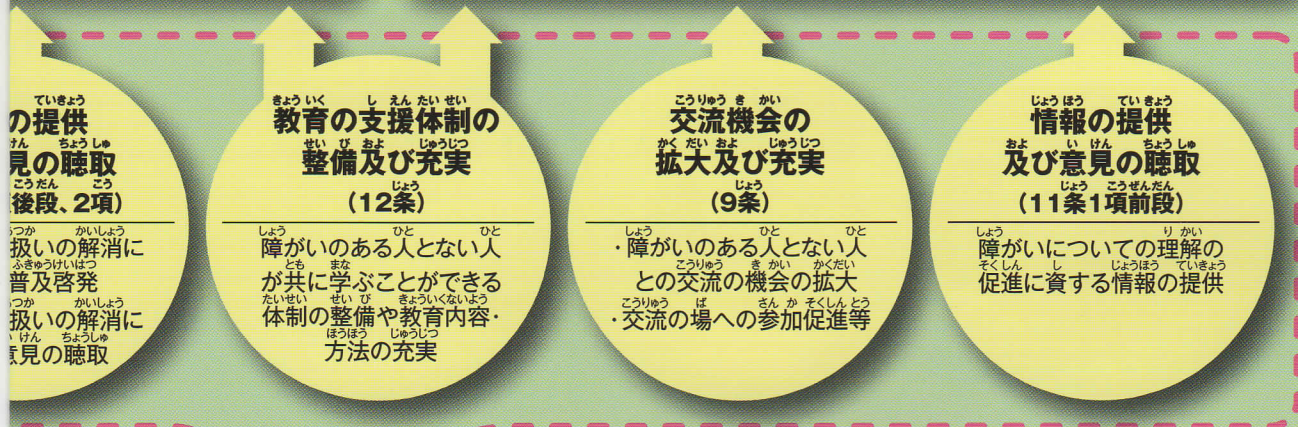


たが けん り そん ちよう あ ところ ゆた が互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに まなとも い (学び共に生きる) ち いぎ 地域づくり

ぶん や かつどう さん か けんり そんちよう しょう ころ
てあらゆる分野の活動に参加する権利を尊重すること。(3条1項)
かい ふか きほん しょう ころ
理解を深めることを基本とすること。(3条2項)

かい しょう の解消

けん みる どう り かい そく しん 県民等の理解の促進



せきむ しょう
の責務 (4条)
り かい そく しん しょう
についての理解の促進、障がいのある人に対する不利益な取扱い
の策定及び実施

ん いくせい しょう
の育成 (10条)
しき ゆう しょういん いくせい
識を有する職員の育成
障がいについての知識と理解を深める

- ざいせいしょう そち しょう
- 財政上の措置 (16条)
- しざく すいしん ひつよう
- 施策を推進するための必要な
- ざいせいしょう そち
- 財政上の措置

そう くれんけい
相互連携
(13条)

しちようそん やくわり しょう
●市町村の役割 (5条)
ち いきとくせい おう しょう
地域特性に応じた、障がい
についての理解の促進、
障がいのある人に対する
不利益な取扱いの解消に
かん しょういしん
関する施策の推進

「^{ふ り えき}不利益^{とり あつか}な取扱い」とは?

^{しょう}障がいがあることを理由として^{ふり}不利な^{くべつ}区別、
^{はいじょ}排除^{およ}及び^{けんり}権利の^{せいげん}制限をすることなどです。

具体的には...

- ・^{しょう}障がいを理由に^{りゆう}公共施設等^{こうきょうしせつ}の利用を断られた
- ・^{さべつてき}差別的な^{はつげん}発言^うを受けたなど

このような場合は、^すお住まいの^{しちょうそんしゃかい}市町村社会福祉^{ふくし}
^{きょうぎ}協議会^{かい}に御相談^{ごそうだん}ください。

^{けん}県では、^{しちょうそんしゃかい}市町村社会福祉協議会^{ふくし}から^{きょうぎ}連絡を受けた^{れんらく}
^う相談内容^{そうだん}に応じて、^{おう}関係機関^{かんけい}や^{きかん}関係団体^{かんけいだんたい}などと
^{れんけい}連携し、^{ふりえき}不利益^{とりあつか}な取扱い^{かいしやう}の^{つと}解消に努めます。



相談先

す し ちょう そん しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
お住まいの市町村「社会福祉協議会」

条例に関するお問合せ先

いわて けん ほけん ふくし ぶしょう

ほけん ふくし か

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 TEL:019-629-5448

FAX:019-629-5454

✉:AD0006@pref.iwate.jp